

岩倉市自治基本条例の推進に関する
審議会報告書

平成 29 年 3 月

岩倉市自治基本条例審議会

目 次

1	はじめに	1
2	審議の方法	2
3	岩倉市自治基本条例推進状況の概要	2
4	岩倉市自治基本条例推進状況	5
	(1)別に定めるとしている条例の進捗状況	6～7
	(2)条例の各規定に基づく事項の進捗状況	8～41
	(3)協働の取組状況シート	42～57
5	岩倉市自治基本条例審議会に関する資料	
	(1)岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例	58～59
	(2)岩倉市自治基本条例審議会委員名簿	59
	(3)岩倉市自治基本条例審議会開催概要 (日程・内容)	59～60

1 はじめに

岩倉市では、自治の基本原則を定め、市民、議会及び執行機関の役割や責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進することによって、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的に、平成 25 年 4 月 1 日に岩倉市自治基本条例を施行しました。この条例は、岩倉市が定める最高規範であり、市民、議会及び執行機関は、自治を推進するに当たっては、この条例を遵守するものとされています。そして、その実効性を確保するために、第 25 条においては、市長の附属機関として、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置くとしています。

平成 25 年 4 月に審議会が設置されてから 4 年目の今年度は、4 回の会議を開催しました。昨年度に引き続き、現状と課題を明らかにした上で、各条文の主旨に基づく推進計画の進捗状況とその見通しを確認し、また、岩倉市政全体が自治基本条例の目指す方向性に沿っているかの検証を行いましたので報告いたします。

昨年 4 月に施行された岩倉市市民参加条例は市民参加と協働について定めた条例であり、審議会の所掌事項にその検証が追加されたため、今後の検証方法について審議会で協議しました。

具体的な内容を規定する条例の制定によって、着実に自治基本条例の精神を活かしたまちとなるための環境整備が進んでいる実感を持つことができます。今後よりいっそう、この条例自体について職員及び市民に理解を図っていくと同時に未策定の条例が成就いたしますことを祈っております。

審議会の議論やこの報告が、その一助となり、この条例により市民、議会及び執行機関の協働がより推進され、岩倉市のまちづくりの発展につながることを強く切望します。

岩倉市自治基本条例

（実効性の確保）

第 25 条 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを検証し、その結果を公表するとともに、協働によりその改善に努めるものとします。

2 市長は、この条例が社会情勢又は岩倉市の状況に適しているかどうかを、5 年を超えない期間ごとに協働により検証し、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとします。

3 市長は、市長の附属機関として、この条例を検証し、市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について審議するため、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

2 審議の方法

自治基本条例推進のため資料を関係する各部署から提出してもらい、審議会において検証を行いました。そのまとめを「岩倉市自治基本条例推進状況」（以下「推進状況」といいます。）としています。

今後においても、岩倉市自治基本条例とこの推進状況を照らし合わせながら議論し、審議会として評価していきます。また、条例自体についても適宜検証し、検証結果に基づいて、必要な措置をするものです。

3 岩倉市自治基本条例推進状況の概要

(1) 岩倉市自治基本条例の検証に関すること。

【別に定めるとしている条例の進捗状況】

整理番号	該当条文	別に定める条例	主管課
(1)ーア	第12条	住民投票に関する条例	協働推進課

(2) 岩倉市自治基本条例の検証に関すること。

【条例の各規定に基づく事項の進捗状況】

整理番号	該当条文	審議する内容	主管課
(2)ーア①～②	第10条	<ul style="list-style-type: none"> ・執行機関における市民参加及び協働に対する取組状況 ・市民参加により得られた提案・意見の反映 	協働推進課
(2)ーイ	第11条	<ul style="list-style-type: none"> ・市民自治活動の支援 	協働推進課
(2)ーウ①～③	第14条	<ul style="list-style-type: none"> ・執行機関の組織 ・適正な定員管理 ・実効性のある職員研修と適正な人事評価 	秘書企画課
(2)ーエ①～②	第19条	<ul style="list-style-type: none"> ・法体系の整備 ・条例の制定・改廃の際の趣旨の公表 	行政課 協働推進課
(2)ーオ①～②	第21条	<ul style="list-style-type: none"> ・財源の確保並びにその効果的な配分及び効率的な活用 ・財政に関する計画と財政状況の公表 	行政課
(2)ーカ	第22条	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価の実施と結果の公表 	秘書企画課
(2)ーキ	第23条	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理及び災害等緊急時のための必要な計画の策定 	危機管理課
(2)ーク①～③	第24条	<ul style="list-style-type: none"> ・五条川流域の環境及び桜並木の保全 ・自然を後世に残す ・伝統を後世に残す 	商工農政課 環境保全課 生涯学習課

(3) 市民自治によるまちづくりに関する基本的事項に関すること。

【協働の取組状況シート（平成 27 年度）】

市の協働の取組を一覧表にしています。岩倉市自治基本条例第 4 条の「自治の基本原則」に沿い、その状況の確認を行います。

4 岩倉市自治基本条例推進状況

5 ページ以降に掲載します。



いいわくん
岩倉市PR大使

岩倉市自治基本条例推進状況

(平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月)

(1) 岩倉市自治基本条例の検証に関すること。

【別に定めるとしている条例の進捗状況】

整理番号 (1) -ア (主管課：協働推進課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第12条第2項	住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票の資格要件その他の住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定めるものとします。
---------	---

2 制定する予定の条例の概要 (主な内容)

(条例名) <u>岩倉市住民投票条例</u>	
平成26年から検討を開始した市民参加条例検討委員会が策定した条例案は、「住民投票」と「市民参加と協働」が一本化されており、シンポジウムやパブリックコメントは一本化案で実施した。	
しかしながら、平成28年3月議会への議案の提出にあたり、市民参加条例から住民投票に関する事項は切り離し、別の条例とすることとしたが、住民投票条例は提出しなかった。それ以降、進展していない。	
◇平成27年度に策定した条例案の概要	
目的	住民の意思を市政に反映するため
住民投票ができる事項	市民参加条例の対象範囲のうち、市全体に重要な影響を及ぼす事項
投票資格者の要件	①満18歳以上の日本国籍を有する者 ②3ヶ月以上市内に住所を有する者
実施の請求の要件	①50分の1以上の連署と議決 ②住民の4分の1以上の連署 ③議員の12分の1以上の賛成 ④市長提案
投票結果の取り扱い	尊重するときは、投票率を考慮する

3 進捗状況

時期	行動計画
平成27年10月	パブリックコメントへの回答を実施
平成27年10月	議会の市民参加条例検討特別委員会に出席 (全13回)
平成28年1月	市民参加条例と住民投票条例を分割
平成28年2月	3月議会に住民投票に関する条例議案を提出せず

4 今後の見通し

時 期	行 動 計 画
未定	議案の提出時期は未定

5 平成 27 年度審議会の意見のまとめ

・特になし。

6 平成 28 年度審議会が出た意見・論点

・自治基本条例ができて 3 年経つので別に定めるとした条例がいつまでも進展しないのは好ましくない。

7 平成 28 年度審議会の意見のまとめ

・住民投票条例はパブリックコメントも実施し、市民の意見を取り入れたものを作っている。早急に議会と調整してもらいたい。 ・来年に向けての大きな課題である。

(1) 岩倉市自治基本条例の検証に関すること。

【条例の各規定に基づく事項の進捗状況】

整理番号 (2) -ア① (主管課：協働推進課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第10条第1項	議会及び執行機関は、市民の市政及びまちづくりへの参加を推進するため、政策等の立案・実施・評価のそれぞれの過程において多様な参加の機会を設けるとともに、参加しやすい環境の整備に努めるものとします。
第10条第4項	前各項に定めるもののほか、市民参加と協働に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

2 現状と課題

【現状】

平成28年4月1日の市民参加条例施行により、市民の市政及びまちづくりへの参加の機会が担保されることとなった。概要は以下のとおり。

◇内容

市民参加の対象	①基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 ②総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し及び評価 ③広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る計画等の策定又は変更 ④市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃
市民参加の手続の方法	①審議会 ②アンケート ③意見交換会 ④市民公聴会 ⑤市民討議会 ⑥パブリックコメント手続 ⑦政策提案制度 ⑧市民委員登録制度 ・上記①審議会等、②アンケート、③～⑤意見交換会等、⑥パブリックコメント手続の4つの方法のうち、原則として複数の方法により実施 ・実施予定と実施状況の公表
協働の取組	・協働の原則 ・協働による政策形成等 ・公益的活動の支援 ・中間支援組織の設置 ・協働によるまちづくりを担う人材

◇制定後の動き

- ・パンフレット作成、広報掲載 (5月号)、職員説明会の実施 (全4回、200名参加)
- ・手続の実施予定の公表 4月実施
- ・市民委員登録 登録者数31人 (10月現在)
- ・政策提案制度 応募1件 検討委員会の設置 (副市長、全部長、担当課)

※審議会やアンケート、説明会などの取組状況は、市民参加条例の検証資料として別途作成します。

【課題】

- ・市民参加条例という市民の声を市政に反映させていくルールは完成したが、理念の実現には市民と職員の理解度を深めていく必要がある。
- ・説明会は、4回実施したが、継続的な理解促進が必要である。
- ・参加しやすい環境を整備するため、積極的な情報公開を進める必要がある。

3 進捗状況

時 期	内 容
平成 28 年 3 月	3 月議会にて可決
平成 28 年 4 月	市民参加条例を施行
平成 28 年 4 月	職員説明会実施（全 4 回、200 名参加）
平成 28 年 4 月	市民参加の手續の予定の公表
平成 28 年 4 月	市民委員登録制度を募集（新規登録 31 名）
平成 28 年 6 月	市民から 1 件の政策提案があった
平成 28 年 9 月	政策提案検討委員会の開催

4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 28 年 10 月	政策提案検討委員会の開催（3 回）
平成 28 年 10 月	政策提案の回答
平成 29 年 1 月	職員向けの協働研修の実施
平成 29 年 3 月	市民参加の手續の実施状況の公表

5 平成 27 年度審議会の意見のまとめ

- ・市民参加条例を知らずに、アンケート等無しで計画してしまうようなことがないよう、市職員へ周知徹底をし、全体がしっかり理解しなければならない。
- ・今後はこの審議会でも、重要な計画等がしっかりと市民参加の手續きが適切にとられた上で策定されているのか検証していく必要がある。
- ・市民参加条例の検証については、担当窓口をしっかりと決めること。
- ・市民参加条例ができれば、条例の実効性の検証をこの審議会で行っていかなければならない。そうならば検証のツールも必要になる。
- ・パブリックコメントの提出件数が増えたというのは評価できる。
- ・市民参加条例が制定されれば、審議会でも検討できる材料が増えて嬉しく思う。

6 平成 28 年度審議会が出た意見・論点

- ・市民参加条例の市民向けの周知が足りていないと感じる。
- ・公共施設再配置計画は市民参加条例に則り策定しているのか。

7 平成 28 年度審議会の意見のまとめ

- ・公共施設再配置計画は複数の市民参加手段を用いて計画するということであり、これは市民参加条例の成果といえる。
- ・各行政区への訪問はア②の進捗状況として記載するのが適切である。

整理番号（２）－ア② （主管課：協働推進課）

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 10 条第 2 項	議会及び執行機関は、市民参加により得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めるものとします。
-------------	---

2 現状と課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民から提案を受け付ける方法として、市民参加条例において政策提案制度を規定している。1 件の応募があった。(10 月現在) <p>◇広聴の取組（平成 27 年度の実績）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>市民の声・私の提案</td> <td>213 件</td> </tr> <tr> <td>タウンミーティング</td> <td>4 回（参加者 113 人）</td> </tr> <tr> <td>市政モニター会議</td> <td>5 回（委員 16 人）</td> </tr> <tr> <td>いどばた広聴</td> <td>1 回（参加者 30 人）</td> </tr> <tr> <td>まちづくり出前講座</td> <td>3 回（参加者 74 人）</td> </tr> <tr> <td>市民委員登録制度の活用</td> <td>2 件(行政経営プラン推進委員会、公共施設再配置計画検討委員会)</td> </tr> </table>		市民の声・私の提案	213 件	タウンミーティング	4 回（参加者 113 人）	市政モニター会議	5 回（委員 16 人）	いどばた広聴	1 回（参加者 30 人）	まちづくり出前講座	3 回（参加者 74 人）	市民委員登録制度の活用	2 件(行政経営プラン推進委員会、公共施設再配置計画検討委員会)
市民の声・私の提案	213 件												
タウンミーティング	4 回（参加者 113 人）												
市政モニター会議	5 回（委員 16 人）												
いどばた広聴	1 回（参加者 30 人）												
まちづくり出前講座	3 回（参加者 74 人）												
市民委員登録制度の活用	2 件(行政経営プラン推進委員会、公共施設再配置計画検討委員会)												
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策提案制度の活用について、1 件の申請があったが、運用では手探りの面もある。回答の検討もさることながら、提案者へ提案の意図を汲み取るため、ヒアリングの実施なども検討する必要がある。 市民委員登録制度の活用について、審議会を開催するときは積極的に利用することが重要である。また登録者を増やしていくため、効果的に市民に呼びかける必要がある。 													

3 進捗状況

時 期	内 容
平成 28 年 4 月	政策提案検討委員会の設置
平成 28 年 5 月～7 月	各行政区への訪問による地域の意向聞き取り
平成 28 年 6 月	市民から 1 件の政策提案があった
平成 28 年 9 月	政策提案検討委員会の開催
随時	それぞれの広聴の取組の実施

4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 28 年 10 月	政策提案検討委員会の開催(3回)
随時	それぞれの広聴の取組の実施

5 平成 27 年度審議会の意見のまとめ

- ・署名についてはやりながら運用を考えることになる。重要なのは形式だけの判断ではなく、提案した人たちと話をすることである。
- ・担当窓口をしっかりと決めること。

6 平成 28 年度審議会が出た意見・論点

- ・政策提案制度で提案のあったものに対する回答が遅いという声を聞いた。回答するまでの期限を明確にした方が良くはないか。
- ・提案が 1 件しかないのであれば、提案を待つのではなく積極的に聞くという姿勢も大切だと考える。

7 平成 28 年度審議会の意見のまとめ

- ・政策提案制度の回答期限は定めるべきである。
- ・政策提案制度が活用される時は提案の最初と結果を伝えるときには直接提案者と話をする機会をもつべきである。

整理番号（２）－イ（主管課：協働推進課）

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 11 条第 6 項	議会及び執行機関は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するものとします。
-------------	--

2 現状と課題

【現状】

第 11 条では、市民自治活動として地域団体、市民活動団体の活動の推進を規定している。市民は自治を担う自覚を持ちこれらの活動を見守り育てる必要があり、そうした活動により地域課題が解決されようとするときは、市民・議会・執行機関はお互いに補完しあうことも規定している。

現在、以下のとおり市民による活動を支援する仕組みを構築している。

① 市民活動の支援

◇支援の後ろ盾

市民協働ルールブック（平成 23 年度）、自治基本条例（平成 25 年度）、市民参加条例（平成 28 年度）及び総合計画に基づき支援を実施している。

◇市としての支援

協働のルールブックに定められた、事業委託、事業共催、補助・助成、後援、事業協力といった多様な形態による協働について、執行機関全体で推進している。

平成 27 年度については、112 の協働事業を実施した（協働の取組状況シートより）。

・市民活動支援センター（平成 22 年度～）

市民活動の拠点として、市民活動支援センターを設置し、公益的な市民活動や行政区の自治活動の支援を行っている。登録団体は、市民プラザのホールや会議室の利用料減免、印刷機や各種機材を利用できる。実績は下表のとおり。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
利用者登録団体数	194	216	195	200	210	212
利用者数	16,750	26,601	26,896	30,959	30,700	32,887
利用件数（延べ利用件数）	1,499	2,359	2,746	2,885	2,767	2,990
情報発信件数(岩倉駅地下通路モニター放映番組数)	118	88	95	141	97	128

市民活動支援センターの運営は、市内の中間支援組織である NPO 法人ローカル・ワイド・ウェブいわからに委託している。市と支援センタースタッフとの情報共有のため、定例打合せを毎月実施し、支援センターの自主性を尊重しながら進めている。

・情報支援

広報紙に「い～わくんの協働のまちづくりコーナー」を設け、市民活動団体のイベントや団体紹介等を掲載している。また、市役所 1 階に市民活動紹介コーナーを設置している。

・市民活動助成金（平成 24 年度～）

地域が抱える諸課題の解決を図り、市民の福祉向上やまちづくりに貢献する市民活動に対して助成金を交付することにより、団体活動の活性化、市民活動の拡充を図るもの。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
助成団体数	7	7	14	12
助成金額（円）	434,000	503,000	1,146,000	895,000

◇市民活動支援センターによる支援

・情報支援

情報誌「かわらばん」発行のほか、市民活動に必要な情報の提供や共有を図るため情報メール便を送付している。また、駅地下及び市役所モニターにて登録団体の紹介動画を放映している。

また、市民活動助成金や民間助成金の相談会を実施している。

・市民が参加できる機会の創出

ア 登録団体全体会（平成 25 年度～）

登録団体の意見を聞き市民活動支援センターの運営に反映させたり、行政や団体間の情報共有をしたりするなど、市民活動支援センターの利便性の向上を図るため全登録団体を対象とした会議を毎月開催している。平成 28 年度は、他課の職員も出席し様々な分野の市政情報を提供しよう試みている。

イ 65 歳の集い（平成 24 年度～）、市民プラザまつり（平成 25 年度～）の開催

市民活動に取り組むきっかけ作りとして開催している。また、実行委員会を組織し、市民や団体に実行委員として携わってもらい、自らイベントに関わっていくよう取り組んでいる。

ウ まちづくりネットワーク（平成 27 年度～）

趣味や仕事を通して得た知識や経験、特技などを地域のために活用したいと思っている人と、それを必要としている市民活動団体とをつなげるための仕組みとして運用している。

② 地域団体の活動の支援

・地域団体とは、地域で生活することを縁とし、地域での生活場面を通してつながりを持って活動を行っている組織をいう。

ア 行政区

市内には 30 の行政区があり、その代表による区長会を組織している。執行機関は、区長会を通じて各課からの依頼事項を地域に伝達し実施してもらうとともに、要望書を受け取り対処している。また、3 種類の補助金制度がある。

なお、行政区を跨ぐ広域的な組織として五条川小学校地区コミュニティ推進協議会（五条川小学校区内の 4 区）があり、親子スポーツデーや盆踊り大会を開催している。

協働推進課が新設された平成 27 年度以降、副市長、協働推進課長、広聴担当が各行政区を訪問し、地域課題や悩み、要望について意見交換を実施し、該当部署へフィードバックしている。

平成 27 年度実績

区長会	年 3 回（4 月、8 月、1 月）
-----	--------------------

要望書の数	261 件
区育成補助金	3,228,450 円 (20,923 世帯/1 世帯あたり 150 円、18 事業/1 事業 あたり 5,000 円)
区掲示板設置費補助金	6 件 338,000 円 (総事業費の 3 分の 1 以内)
区公会堂建設費補助金	2 件 105,000 円 (新設 1/3 以内、修繕 1/2 以内、備品購入 1/3 以内)

イ 子ども会 (連合会 1、単位数 32 団体、1,479 人)

子どもたちのリーダー養成講習や各種行事、役員研修等を実施している。補助金を交付。

ウ 老人クラブ (連合会 1、単位数 28 団体、3,227 人)

介護予防事業・健康づくり事業として健康づくり勉強会、文化部活動、運動会等のイベントの開催、地域貢献として公園清掃活動等を行い、高齢者の健康づくり、生きがいをづくり、仲間づくりを実施している。補助金を交付。

エ 婦人会 (会員数 200 人)

女性の文化的な資質の向上と地域社会への寄与を目的に、奉仕活動や文化活動、赤十字奉仕団の活動などを実施している。助成金を交付。

オ 地区社会福祉協議会支会 (支会数 7)

支会の運営は、区・自治会役員や民生委員・児童委員が中心となり、地域の実情に応じて、住民自らが主体となる福祉活動を展開している。

【課題】

①市民活動の支援

- ・市民活動支援センターの利用者数や助成金の申請団体数の推移を見守りながら、市民活動団体が必要としている支援を継続していく必要がある。
- ・全体会で登録団体の意向を把握し、市民活動支援センターの運営に反映していくよう努めているが、参加団体が限られており、全体の意向を集約しているとは言い難い。アンケートなども併用しながら、さらなる意見集約に努める必要がある。
- ・まちづくりネットワークによるマッチングの事例数が増えるよう、登録者と団体を増やすための取組を行う必要がある。

②地域団体の活動の支援

- ・ほとんどの区長は単年で変更となるため、継続的な地域課題への取組が困難になっている。
- ・行政区は市役所の下請けではないので、“やらされ感”を持つのではなく、住民が地域のために自主的に取り組もうとする機運を高める必要がある。
- ・行政区域を越えた広域的なつながりの構築について研究する必要がある。

3 進捗状況

時 期	内 容
平成 27 年 12 月	65 歳の集い (12 月)
平成 28 年 5 月～7 月	各行政区への訪問による地域の意向聞き取り
平成 28 年 1 月～8 月	区長会の開催 (1 月、4 月、8 月)
平成 28 年 5 月	つつじ交流会 (5 月)
平成 28 年 9 月	市民プラザまつり (9 月)

4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 28 年 11 月	市民活動助成金の募集（企画提案発表会 2 月）
平成 28 年 12 月	65 歳の集い、2 市 3 町ふれあい協働フォーラム
平成 29 年 1 月～8 月	区長会の開催（1 月、4 月、8 月）

5 平成 27 年度審議会の意見のまとめ

- ・市が市民活動を支援する方法として補助金は重要な方法の一つであるが、もっと重要なものがあるのではないか。市民活動支援センターとの関係性を含め、自主性・自立性をサポートしている面の PR が不十分に思う。（審議会後、報告書でシートの修正）

6 平成 28 年度審議会が出た意見・論点

- ・まちづくりネットワークは非常に良い制度かと思うが、中々利用されていないようである。桜まつりやふれ愛まつりの手伝いをしてもらってはどうか。
- ・まちづくりネットワークは手伝いのお願いを出した時点では手伝って欲しいが、記事として登録された時には別のの人に頼んで終わってしまっていることがある。このタイムラグが問題かと思う。
- ・市民プラザの利用者登録団体数は横ばいなのに利用者数と利用件数が伸びているのはなぜか。
- ・ふれ愛まつりがあり、そこで市民団体が活動しているのに、なぜそこに参加しないで新たに市民プラザまつりを増やすのか。

7 平成 28 年度審議会の意見のまとめ

- ・地域のつながりのきっかけとして、次世代育成の意味も含めて小学校単位でコミュニティを利用するのは良い方法だと思う。1 年で区長が交代するのでは地域が良い方向に向かうのも難しいので、小学校区単位を行政区として考えていく時代になってきているのではないかと思う。
- ・市民活動支援についてはローカルワイドウェブの頑張りもあり、実績は十分あがっている。イベントに対して団体を集中させるのか、イベント回数を増やすのがいいのかは判断が難しいが、活動していることが大切。
- ・まちづくりネットワークも利用が増えるよう広報をしっかりとしてほしい。

27

--

28

--

28

109

--